

令和元年度

第8回 農業委員会総会議事録

市川市農業委員会

第8回 市川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年11月8日（金）午後1時30分から午後2時30分

2. 開催場所 市川市役所仮本庁舎 4階 第4委員会室

3. 農業委員 出席委員 9人

会長	10番	三橋 弘
委員	1番	小川治夫
	2番	宮内純一
	3番	岡本好夫
	4番	石田まさ子
	6番	伊藤公亮
	7番	宇田川忠好
	8番	石井文夫
	9番	石井利和

欠席委員 1人

5番 石橋弘嗣

4. 農地利用最適化推進委員

出席委員 6人

1番	武藤 晃
2番	石井喜美江
3番	石井克己
4番	梶尾彌一
5番	大滝與鷹
6番	平田秀行

5. 議事日程

第1 議事録署名等委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 付託調査班（委員）の指名

第4	議案第1号	農地法第4条の規定による許可申請について	3	件
	議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	10	件
	議案第3号	生産緑地に係る主たる従事者の証明願について	1	件
	報告第1号	農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について 事務局長専決分	16	件
	報告第2号	地目変更登記に係る回答について	2	件
	報告第3号	相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の 証明願について	5	件

6. 農業委員会事務局職員

局 長 谷地 正道

次 長 石井 啓友

主 幹 河崎 学

副主幹 本多 浩章

7. 会議の概要

発 言 者	内 容
議 長	ただ今より、令和元年度 第8回 市川市農業委員会定例総会を開会いたします。 本日の定例総会の出席状況でございますが、5番の石橋委員から欠席の連絡を受けております。 農業委員10名中9名、推進委員6名中6名、出席しております。 委員の出席者が過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。 それでは、議事日程に従いまして、会議を進めてまいります。 市川市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名等委員でございますが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。
各 委 員	なし。
議 長	それでは、1番の小川委員、2番の宮内委員にお願いします。 なお、本日の会議書記には、事務局職員の河崎主幹、本多副主幹を指名いたします。 次に、来月分の付託調査班を指名いたします。 農地関係は、第1班で、1番の小川委員と2番の宮内委員です。 農政関係は、第3班で、5番の石橋委員と6番の伊藤委員です。 なお、調査案件により、区域を担当する推進委員の立ち合いを、お願いいたします。 それでは、議案第1号から議案第3号までと、報告第1号から報告第3号までを議題といたします。 慎重なるご審議をいただきますよう、お願いいたします。 議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」、3件ございます。

事 務 局	事務局から議案の説明をお願いします。 議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」、今回の申請件数は3件です。 議案の1ページをお願いいたします。 (1)と(2)は、関連するので一括して説明させていただきます。 申請受付日は、令和元年10月24日でございます。 申請地は曾谷で、地目は田、面積は330平方メートル外1筆、合計面積は、508平方メートルです。 区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。 転用目的は、貸駐車場とするものでございます。 続きまして(3)ですが、議案の3ページをお願いいたします。 申請受付日は、令和元年10月24日でございます。 申請地は田尻で、地目は田、面積は386平方メートル外6筆、合計面積は、2,437平方メートルです。 区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。 転用目的は、貸駐車場及び貸資材置場とするものでございます。 説明は、以上でございます。
議 長	続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第4班に付託しております。 調査結果につきまして、ご報告をお願いします。
議 席 7 番	現地調査は、令和元年10月31日に農地調査班第4班の委員で行いました。 (1)(2)について、でございますが、申請地は、県立市川昂高校の北側、約300mに位置しており、現況は路地畑となっております。 農地区分については、申請地周辺は宅地化が進み、市街地化の傾向が著しい区域であることから、第3種農地と判断されます。 転用に伴う周辺農地への影響ですが、周辺に農地はありませんが、境界にはブロックで囲み、土砂等の流出を防除するとのことでございます。

議 長 事 務 局	申請地は整地後、砂利敷きとし、雨水については、自然浸透とするものでございます。 以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。 次に、(3) について、でございますが、申請地は、クリーンセンターの北西側、約200mに位置しており、現況は休耕地となっております。 農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない、農地の広がり狭い地域であることから、第2種農地と判断されます。 転用に伴う周辺農地への影響ですが、周辺に農地はありませんが、境界には安全鋼板、鉄板塀で囲み、土砂等の流出を防除することとでございます。 申請地は整地、転圧後、砂利敷きとし、雨水については、自然浸透とするものでございます。 なお、申請地の一部に砂利や投棄物多く、撤去を試みたところかなり深くまで砂利が入っていることから、撤去を断念した旨の「始末書」が提出されています。 以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。 報告は以上でございます。 第4班から調査報告をしていただきました。 続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。 それでは、ご説明させていただきます。 (1)(2) は関連しておりますので、一括してご説明いたします。 (1) の申請人は、市内に居住する農業の方です。 (2) の申請人は、(1) の申請人の親族の方です。 今回、申請地の近隣住民の方々から「駐車場として貸してほしい」と要望を受け、申請に至ったものです。
-------------------------	---

	資力及び信用について、でございますが、工事費等につきましては、全額を自己資金で賄うことが、申請書類により確認されております。 一方、信用につきましては、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。 転用行為の妨げになる権利を有する者の有無について、でございますが、農地台帳や土地登記簿謄本等で、賃借人がいないことを確認いたしました。 転用による周辺農地等への影響ですが、調査班のご報告どおり被害防除が施されていることから、特に問題はございません。 工事の予定につきましては、許可有り次第着工し、完了は、着工後 30 日となっております。 以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。 次に、(3) の申請人は、市内に居住する会社員の方です。 今回、要望事業者は、主に産業廃棄物の運搬業を営んでおり、「取引先との位置関係が効率的なうえ、営業上の利便性が非常に高く事業拡大にあたり、車両置場及び資材置場として使用したい」との要望を受け申請に至ったものです。 資力及び信用について、でございますが、工事費等につきましては、全額を自己資金で賄うことが、申請書類により確認されております。 一方、信用につきましては、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。 転用行為の妨げになる権利を有する者の有無について、でございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。 転用による周辺農地等への影響ですが、調査班のご報告どおり被害防除が施されていることから、特に問題はございません。 工事の予定につきましては、許可有り次第着工し、完了は、着工後 30 日となっております。 以上のことから、転用計画の実現については、確実性がみとめられるものと思われます。 以上でございます。
--	---

議 長	事務局からの説明がおわりました。それでは、これより質疑に入ります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。
各 委 員	なし。
議 長	「なし」という声がありました。 議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」、(1)について、お諮りいたします。 許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	「異議なし」ということでございますので、全会一致で許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。 次に、(2)について、お諮りいたします。 許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	「異議なし」ということでございますので、全会一致で許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。 次に、(3)について、お諮りいたします。 許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	「異議なし」ということでございますので、全会一致で許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。

事 務 局	次に、議案第２号「農地法第５条の規定による許可申請について」、１０件でございます。 事務局から議案の説明をお願いします。 議案第２号「農地法第５条の規定による許可申請について」、今回の申請は、１０件でございます。 （１）（２）の申請について、関連しておりますので併せてご説明いたします。 議案の５ページをお願いいたします。 申請受付日は、令和元年１０月２４日でございます。 申請地はいずれも大野町で、地目は田、（１）の面積は２８平方メートル、（２）の面積は４９平方メートル外１筆で合計面積は５７４平方メートルです。 区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。 申請理由につきましては、店舗の建設を目的に所有権の移転をするものでございます。 次に（３）の申請について、議案の７ページをお願いいたします。 申請受付日は、令和元年１０月２４日でございます。 申請地は大野町で、地目は田、面積は３７５平方メートルです。 区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。 申請理由につきましては、店舗兼住宅の建設を目的に所有権の移転をするものでございます。 次に（４）の申請について、議案の９ページをお願いいたします。 申請受付日は、令和元年１０月２４日でございます。 申請地は大野町で、地目は田、面積は４９９平方メートルです。 区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。 申請理由につきましては、店舗兼住宅の建設を目的に所有権の移転をするものでございます。 次に（５）（６）の申請について、関連しておりますので併せてご説明いたします。 議案の１１ページをお願いいたします。
--------------	---

	申請受付日は、令和元年10月24日でございます。 申請地はいずれも曾谷で、地目は田、(5)の面積は525平方メートル、(6)の面積は525平方メートルです。 区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。 申請理由につきましては、サッカー練習場を目的に所有権の移転をするものでございます。 次に(7)の申請について、議案の13ページをお願いいたします。 申請受付日は、令和元年10月24日でございます。 申請地は堀之内で、地目は畑、面積は2,148平方メートルです。 区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。 申請理由につきましては、建売住宅の建設を目的に所有権の移転をするものでございます。 次に(8)(9)(10)の申請について、関連しておりますので併せてご説明いたします。議案の15ページをお願いいたします。 申請受付日は、令和元年10月25日でございます。 申請地はいずれも二俣で、地目は畑、(8)の面積は152平方メートル、(9)の面積は191平方メートル、(10)の面積は191平方メートルです。 区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。 申請理由につきましては、駐車場を目的に所有権の移転をするものでございます。 説明は、以上でございます。 続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は同じく第4班に付託しております。 調査結果につきまして、ご報告をお願いします。 現地調査は、令和元年10月31日に農地調査班第4班の委員で行いました。 (1)(2)の申請地は、リハビリテーション病院の東側おおむね300メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。
議長	
議席7番	

	農地区分については、申請地周辺は宅地化が進み、市街地化の傾向が著しい区域であることから、第3種農地と判断されます。 転用にとまなう周辺農地への影響ですが、申請地の周囲には、コンクリートブロックを設置し、土砂等の流出を防除するとのこととございます。 また、汚水・雑排水については合併浄化槽にて処理後道路側溝へ排水し、雨水は貯留浸透施設で抑制後、道路側溝へ排水するとのこととございます。 譲渡人は、要望により賃借権の設定をするものです。 以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。 次に、(3)について、でございますが、申請地は、市川市北消防署南西側、概ね400メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。 農地区分については、申請地周辺は宅地化が進み、市街地化の傾向が著しい区域であることから、第3種農地と判断されます。 転用にとまなう周辺農地への影響ですが、申請地の周囲に農地はありませんが、境界線に沿って擁壁を設置して、土砂等の流出を防除するとのこととございます。 汚水・雑排水については、浄化槽を設置して処理後ポンプアップして隣接している水路に放流し、雨水については、貯留施設で抑制後、隣接している水路に放流するものでございます。 譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。 以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。 次に、(4)について、でございますが、申請地は、市川市北消防署南西側、概ね400メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。 農地区分については、申請地周辺は宅地化が進み、市街地化の傾向が著しい区域であることから、第3種農地と判断されます。 転用にとまなう周辺農地への影響ですが、申請地の周囲に農地はなく、境界線に沿って擁壁を設置して、土砂の流出を防除するとのこととございます。 汚水・雑排水については、浄化槽を設置して処理後ポンプアップして隣接している水路に放流し、雨水については、貯留施設で抑制後、隣接している
--	---

	水路に放流するものでございます。 譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。 以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。 次に、(5)(6)について、でございますが、申請地は、県立市川昂高校の東側、おおむね100メートルに位置しており、現況は休耕地になっておりました。 農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない、農地の広がり狭い地域であることから、第2種農地と判断されます。 転用に伴う周辺農地への影響ですが、申請地の周囲には、万能鋼板にて土砂等の流出を防除することとでございます。 申請地は再生砂で整地し、雨水については、自然浸透とするものでございます。 譲渡人は、要望により所有権を移転するものです。 以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。 次に、(7)について、でございますが、申請地は、北国分駅南東側、おおむね300メートルに位置し、現況は路地畑になっておりました。 農地区分については、申請地周辺は宅地化が進み、市街地化の傾向が著しい区域であることから、第3種農地と判断されます。 転用に伴う周辺農地への影響ですが、申請地の周囲は、農地はなく、ブロックにて土留めをし、土砂等の流出を防除することとでございます。 また、汚水・雑排水については、合併浄化槽にて処理後、雨水については一時貯留後、前面側溝へ放流とするものでございます。 譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。 以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。 次に、(8)(9)(10)について、でございますが、申請地は、二俣小学校北東側、概ね100メートルに位置し、現況は路地畑になっておりました。
--	--

	農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない、農地の広がりの狭い地域であることから、第2種農地と判断されます。 転用にともなう周辺農地への影響ですが、申請地の周囲には、万能鋼板にて土砂等の流出を防除するとのことでございます。 申請地は整地後砂利敷きとし、雨水については、自然浸透とするものでございます。 譲渡人は、要望により所有権を移転するものです。 以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。 報告は以上でございます。
議 長	第4班から調査報告をしていただきました。 続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	(1)(2)は関連しておりますので、一括してご説明いたします。 譲受人は、東京都に本店を置き小売業を営んでいる法人です。 申請地は既存のコンビニエンスストアの敷地に本件申請地を加える事により十分な駐車場の広さを確保でき、コンビニエンスストアを建設するには最適な土地と考えたため、申請に至ったとのことです。 資力及び信用について、でございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。 一方、信用について、でございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。 転用行為の妨げになる権利を有する者の有無について、でございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。 転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されていることから、特に問題はございません。 工事の予定につきましては、令和元年12月5日に着工し、完了は、令和2年2月15日となっております。

	以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま 次に、(3)の譲受人は、市内で建設業を主な事業とする法人です。 申請地は、幹線道路に面し、交通量も多く、店舗用地として最適な為申請に至ったとのこと 資力及び信用について、でございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。 一方、信用について、でございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。 転用行為の妨げになる権利を有する者の有無について、でございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。 転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されていることから、特に問題はございません。 工事の予定につきましては、令和元年12月1日に着工し、完了は令和2年11月30日となっております。 以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま 次に(4)の譲受人は、市内に居住する飲食店経営者の方です。 申請地は、現在経営している店舗の2号店として、交通量が多く、幹線道路に面しているため、最適と考え申請に至ったとのこと 資力及び信用について、でございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。 一方、信用について、でございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。 転用行為の妨げになる権利を有する者の有無について、でございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。 転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されていることから、特に問題はございません。 工事の予定につきましては、令和元年12月1日に着工し、完了は、令和2年11月30日となっております。 以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるもの
--	---

	思われます。 次に、(5)(6)は関連しておりますので、一括してご説明いたします。 譲受人は、市内に本店を置き設計・不動産業を営んでいる法人です。 申請地は、市川市社会人リーグに所属するチームの練習場及びサッカー指導を行っている個人に無償で貸し出せる場所として、土地所有者及び近隣の土地所有者の理解を得られ、申請に至ったとのことことです。 資力及び信用について、でございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。 一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。 転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。 転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されていることから、特に問題はございません。 工事の予定につきましては、令和元年12月25日から令和3年6月30日となっております。 以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。 次に、(7)の譲受人は、市内に本店を置く不動産業を営んでいる法人です。 申請地は、公共施設が整備されており、住環境の観点からも好条件が揃っているため、申請に至ったとのことことです。 資力及び信用について、でございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。 一方、信用について、でございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。 転用行為の妨げになる権利を有する者の有無について、でございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。 転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されていることから、特に問題はございません。 工事の予定につきましては、令和元年12月15日に着工し、完了は令和
--	---

	2年5月15日となっております。 以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま。 次に、(8)(9)(10)は関連しておりますので、一括してご説明いたします。 (8)(9)の譲受人は、市内に本店を置き土木・建築業を営んでいる法人です。 (10)の譲受人は、船橋市に本店を置き運送業を営んでいる法人です。 申請地は、譲受人2社の事務所の近隣にあり、事務所には駐車場がないため、従業員の駐車場に最適であったことから、申請に至ったとのこと。 資力及び信用について、でございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。 一方、信用について、でございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。 転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。 転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されていることから、特に問題はございません。 工事の予定につきましては、許可有り次第着工し、完了は着工後1ヶ月となっております。 以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま。 説明は、以上でございます。
議 長	事務局からの説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。
議 席 1 番	(1)(2)について、大柏川の拡幅工事が転用計画に影響することはないでしょうか。
事 務 局	拡幅工事が直接影響することはありません。

議 長	ほかにご発言はありますか。
各 委 員	なし。
議 長	「なし」という声がありました。 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、(1)について、お諮りいたします。 許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	「異議なし」ということでございますので、全会一致で許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。 次に、(2)について、お諮りいたします。 許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	「異議なし」ということでございますので、全会一致で許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。 次に、(3)について、お諮りいたします。 許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	「異議なし」ということでございますので、全会一致で許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。

事務局	次に、(4) について、お諮りいたします。 許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。 異議なし。
議長	「異議なし」ということですので、全会一致で許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。 次に、(5) について、お諮りいたします。 許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。
各委員	異議なし。 「異議なし」ということですので、全会一致で許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。
議長	次に、(6) について、お諮りいたします。 許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。
各委員	議なし。 「異議なし」ということですので、全会一致で許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。
議長	次に、(7) について、お諮りいたします。 許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。
各委員	異議なし。 「異議なし」ということですので、全会一致で許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。
議長	

各 委 員	次に、(8) について、お諮りいたします。 許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。 異議なし。
議 長	「異議なし」ということでございますので、全会一致で許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。
各 委 員	次に、(9) について、お諮りいたします。 許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。 異議なし。
議 長	「異議なし」ということでございますので、全会一致で許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。
各 委 員	次に、(10) について、お諮りいたします。 許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。 異議なし。
議 長	「異議なし」ということでございますので、全会一致で許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。
事 務 局	次に、議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、1件でございます。 事務局から議案の説明をお願いします。 議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、ご説明いたします。

議 長	議案書の１７ページをお願いいたします。 英和元年１０月２１日付けで、生産緑地法第１０条の規定に基づき市川市長に買取申出をするために必要となる「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願」が提出されたものでございます。 説明は以上でございます。
議 席 ３ 番	続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第２班に付託しております。 調査結果につきまして、ご報告をお願いします。 議案第３号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」調査報告をいたします。 現地調査は、令和元年１０月３０日に農政調査班第２班と区域６を担当する農地利用最適化推進委員で行いました。 申請地は、９筆、合計面積は１，６７６平方メートルの露地畑で、主に被相続人が農業に従事していましたが、死亡し、相続人である申出人が申請地を管理することが困難になったことから、今回の申請に至ったとのことでございます。 被相続人の農業従事日数は、年間２４０日で、申出人からの聴き取り及び農家基本台帳で確認いたしました。 このことから、被相続人を生産緑地に係る農業の主たる従事者として証明するのが相当と判断いたします。
議 長	第２班から調査報告をしていただきました。 それでは、これより質疑に入ります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。
各 委 員	なし。
議 長	「なし」という声がございました。 議案第３号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、お

各 委 員	諮りいたします。 被相続人を「生産緑地に係る農業の主たる従事者」として証明することに、ご異議ございませんか。
議 長	異議なし。 「異議なし」ということですので、全会一致で証明することに決定いたします。 以上で、議案の審議は終了いたしました。
事 務 局	次に、報告第1号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」、10月の事務局長専決分が16件ございます。 事務局より、報告いたします。 報告第1号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」ご説明いたします。 18ページをお願いいたします。 農地法第4条届出及び農地法第5条届出について、事務局長において専決しましたのでご報告いたします。 今回の報告は、令和元年10月3日から同年10月29日までに届出があったものでございます。 農地法第4条の届出は11件、23筆、5,828.54平方メートルでございます。 また、第5条の届出につきましては、5件、8筆、3,467平方メートルでございます。 第4条と第5条を合せると、16件、31筆、転用面積は、9,295.54平方メートルとなります。 内訳につきましては、19ページから22ページとなっております。 以上でございます。

議 長	報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。 次に、報告第2号「地目変更登記に係る回答について」2件でございます。事務局より、報告いたします。
事 務 局	報告第2号「地目変更登記に係る回答について」、2件ご報告いたします。23ページをお願いいたします。 (1) は、令和元年10月3日付けで、千葉地方法務局市川支局登記官から照会があったものでございます。 土地の所在は、本北方の1筆、面積は324平方メートルで、市街化区域に位置しております。 登記簿の地目「畑」から「宅地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされたものでございます。 本件に係る申請状況としましては、平成31年2月1日に、農地法第5条に基づき、「専用住宅」として転用許可を受けております。 そこで、事務局職員による現地確認後、令和元年10月8日に農地調査班第4班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただいたものでございます。 なお、回答書の記載内容でございますが、現況確認の結果に基づき「非農地」と回答し、その他参考事項として、現況は、「更地（造成中）」と回答したものでございます。 24ページをお願いします。 (2) は、令和元年10月25日付けで、千葉地方法務局市川支局登記官から照会があったものでございます。 土地の所在は、大洲の3筆、面積は52平方メートル外2筆、合計面積は292平方メートルで、市街化区域に位置しております。 登記簿の地目「畑」から、「宅地」または「公衆用道路」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされたものでございます。 本件に係る申請状況としましては、昭和38年9月17日に、農地法第5条に基づき「住宅」として、また、昭和39年4月17日には農地法第4条

	に基づき「住宅」として、さらに昭和３９年１０月１７日には農地法第４条に基づき「貸家」として、照会の地番及び照会の地番の分筆前の元地番でそれぞれ転用許可を受けております。 そこで、事務局職員による現地確認後、令和元年１０月３１日に農地調査班第４班の農業委員及び令和元年１０月３０日に区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただいたものでございます。 なお、回答書の記載内容でございますが、現況確認の結果に基づき「非農地」と回答し、その他参考事項として、現況は、「住宅」及び「公衆用道路」と回答したものでございます。 以上でございます。
議 長	報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。 次に、報告第３号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、５件ございます。 事務局より、報告いたします。
事 務 局	報告第３号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、ご報告いたします。 議案書の２５、２６ページをお願いいたします。 本件は、相続税の納税猶予を受けている者が、相続税の納税猶予の継続届出書を税務署に提出するに際し、農業委員会による「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の添付が必要となっているため、証明願が提出されたものです。 今回の報告といたしましては、令和元年９月２７日から同年１０月１６日までに申請がありました５件について、現地調査を行い、申請内容に相違がなかったため、証明書を発行したものでございます。 以上でございます。
議 長	報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。

	以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。 これで、令和元年度第8回市川市農業委員会定例総会を閉会いたします。
--	---

以上は、会議の顛末を記載したものであり、その相違なきことを証する。

議 長 三橋 弘

委 員 小川 治夫

委 員 宮内 純一
